

障害者差別解消法に係る取組状況等について

障がい者支援課

I 障害者差別解消法について

障害者差別解消法（平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行、以下「法」という。）における規定

差別を解消するための措置

行為主体	条文	不当な差別的取扱い 例：障がいを理由に窓口対応を拒否する。	合理的配慮 例：求めに応じて行う筆談や読み上げなどの配慮
行政機関等 (国・地方公共団体等)	第 7 条	禁止	義務
事業者	第 8 条	禁止	努力義務



<行政機関等が講ずべき具体的な対応>

項目	条文	策定者	法的義務
基本方針（平成 27 年 2 月 24 日策定）	第 6 条	政府	義務
国等職員対応要領	第 9 条	国の行政機関の長等	義務
地方公共団体等職員対応要領	第 10 条	地方公共団体の機関 及び地方独立行政法人	努力義務
事業者のための対応指針(ガイドライン)	第 11 条	主務大臣	義務

差別を解消するための支援措置

項目	条文	実施者	法的義務
相談・紛争解決の体制整備	第 14 条	国及び地方公共団体	義務
啓発活動	第 15 条	国及び地方公共団体	義務
情報収集、整理及び提供	第 16 条	国	義務
地域における連携のための協議会	第 17 条	国及び地方公共団体の機関	努力義務

II 取組状況

1 障がい者を理由とする差別を解消するための「職員対応要領」の策定

法第10条の規定により、障がい者を理由とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本事項を定めるものとして策定（H28年1月）。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障がい者差別解消推進員の配置（H28.4～）

市町村等身近な相談窓口の後方支援や、障がい者・保護者等からの直接相談に対応

障がい者差別解消相談窓口 相談対応状況

相談窓口	相談件数（件）		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度 （12月末現在）
長野県	57	172	121

障害者虐待防止・差別解消連携会議の設置（H28.7.25）

障がい者を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に設置。

※「障害者虐待防止・差別解消連携会議」は、障害者差別解消法第17条における「障害者差別解消支援地域協議会」及び障害者虐待防止法第39条における「関係機関等の連携協力体制を整備」するための協議会の位置付けを兼ねている

■ 障害者虐待防止・差別解消連携会議の開催状況

第1回 平成28年7月25日

第2回 平成29年12月21日

他県の情報収集

条例制定県への情報収集（茨城県視察）（H28）

3 障害者差別解消法の周知・啓発

県職員向け

- 合同庁舎単位による職員研修会の開催（H28）
- 職員対応要領の周知（発信役会議）（H28）
- 新規採用課程（前期）研修による周知（H28～）

市町村職員向け

- 市町村福祉担当初任者研修の開催（H28～）

一般県民向け

- 障がい者差別解消推進員による出前講座の実施

障がい者差別解消推進員による出前講座の実施

年度	開催回数	受講者数（人）
H28	63	4,726
H29	48	1,914
H30（12月末現在）	42	1,789

- 講演会・フォーラムの開催（あいサポートフォーラム等）
 - H28：県下4地域において開催（合計617名参加）
 - H29：長野市で開催（209名参加）
 - H30：松本市（キッセイ文化ホール）で開催（341名参加）

- 「信州あいサポート運動」による障害者差別解消法の理解
 - あいサポーター数 58,582人（H30.12月末現在）
 - あいサポート企業・団体数 116団体（H30.12月末現在）
 - あいサポートメッセンジャー数 231人（H30.12月末現在）

あいサポーター研修実施状況

年度	開催回数	受講者数（人）
H28	186	10,479
H29	104	7,031
H30（12月末現在）	94	4,999

- 「ヘルプマーク」による障がい者への配慮等の理解

広報県民課と連携した広報活動

- ◎県政モニターによる認知度調査
- ◎「広報ながのけん」夏・秋号への掲載、

他部局と連携した広報・周知活動

- ◎ユニバーサルツーリズム推進会議（観光部）
- ◎「障害者職業生活相談員資格認定講習」等での周知（産業労働部）
- ◎「防災に関する出前講座」による周知（危機管理部）

テレビを活用した周知活動

- ◎テレビスポット放送（広報枠）：（民放4局）9月～12月

県内イベントでの啓発活動

- ◎障がい者スポーツ大会（松本平運動公園）ほか

医療機関等への周知

- ◎県内医療機関（病院）へのポスター送付（104施設）
- ◎（株）中部日本医薬（松本市）による県内1,400カ所の薬局への周知

教育機関への周知

- ◎県内小・中学校、高校、短大、大学あてポスター送付
- ◎県立高校へのチラシ配布（全生徒及び職員分）
- ◎特別支援学校長会におけるヘルプマーク使用説明及び配付依頼（10月）
- ◎特別支援学校全児童・生徒へのヘルプマーク及びチラシの配布（11月）

職員対応要領の概要

第1 趣旨

長野県の事務又は事業を行うに当たり、障がい理由とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本的事項を定める。

1 対象職員

知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会事務局（教育機関を含む）、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局に属する職員

2 法が定める障がい理由とする差別の禁止

不当な差別的取扱い・必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）（法第7条）

第2 障がい理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

職員は、障がいを理由とした不当な差別的取扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、社会的障壁※の除去について合理的配慮を適切に行う。

※社会的障壁：障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

1 法が対象とする障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）のある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止する。

(2) 不当な差別的取扱いの例

視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。等

3 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 合理的配慮

事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組である。

(2) 合理的配慮の例

建物に入るに当たり車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。又は、建物入口の段差を解消する携帯スロープを設置する。等

第3 理解の促進のための研修

差別を解消するための基本的な考え方に関する職員研修等を受講する。

第4 障がい理由とする差別に関する相談体制の整備

所属毎に職員が相談に応じ、所属で情報を共有し組織で対応する。

障がい者支援課は所属からの相談に応じるとともに、必要に応じ所属と相談者の調整を行う。

第5 障がいのある人の立場に立った施策の推進

職員は、常に障がいのある人の立場に立ち、共生社会の実現に向け施策推進に取り組む。

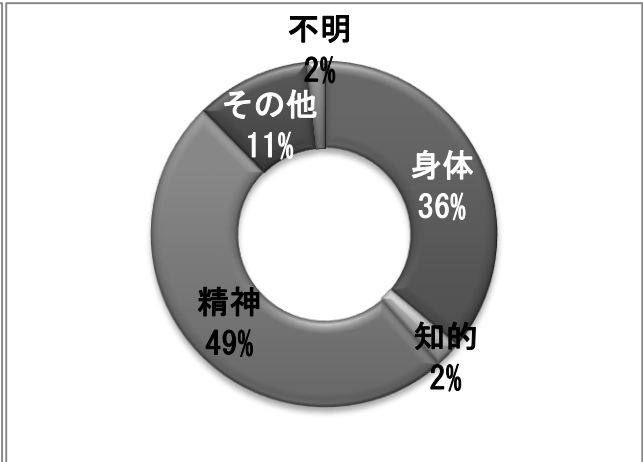
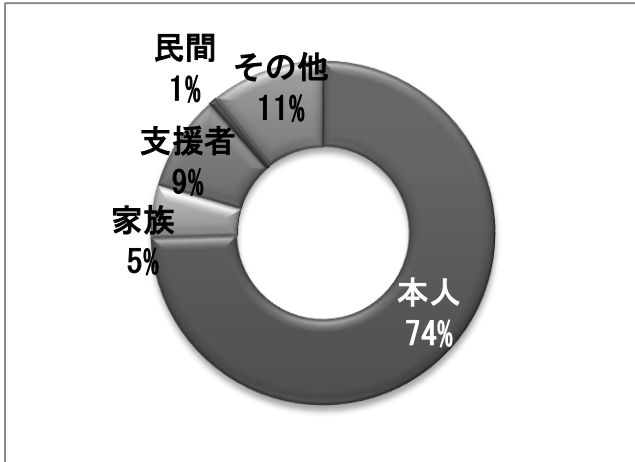
30年度 長野県（障がい者差別解消相談窓口）相談対応状況

◆相談総件数（のべ件数）121件（平成30年12月末日）

A 相談者区分 ※のべ件数 複数該当なし

B 障がいの区分 手帳所持者に限らない

※のべ件数 複数該当なし

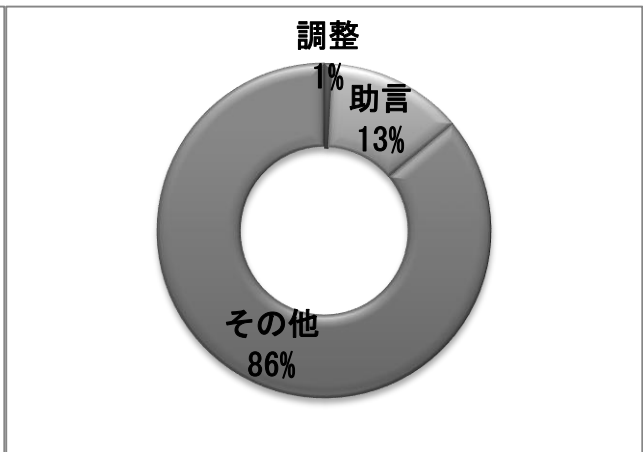
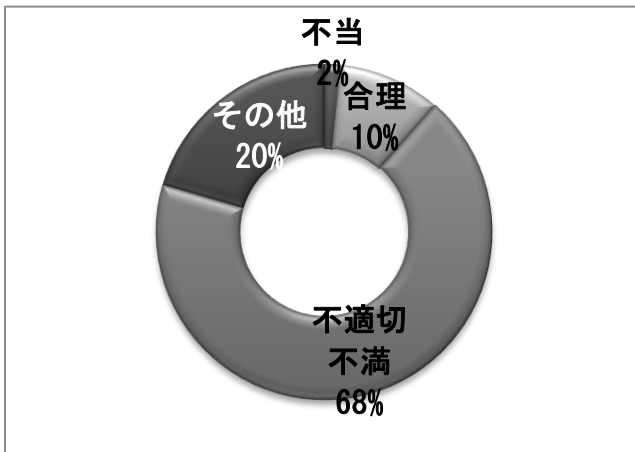


1	本人	91件	74%
2	家族	6件	5%
3	支援者等の関係者	11件	9%
4	民間事業者	1件	1%
5	その他	13件	11%
6	不明	0件	0%

1	身体	44件	36%
2	知的	3件	2%
3	精神	60件	49%
4	その他	13件	11%
5	不明	2件	2%

C 相談内容の区分 ※のべ件数 複数該当なし

D 対応結果 ※中心となる対応方法に計上



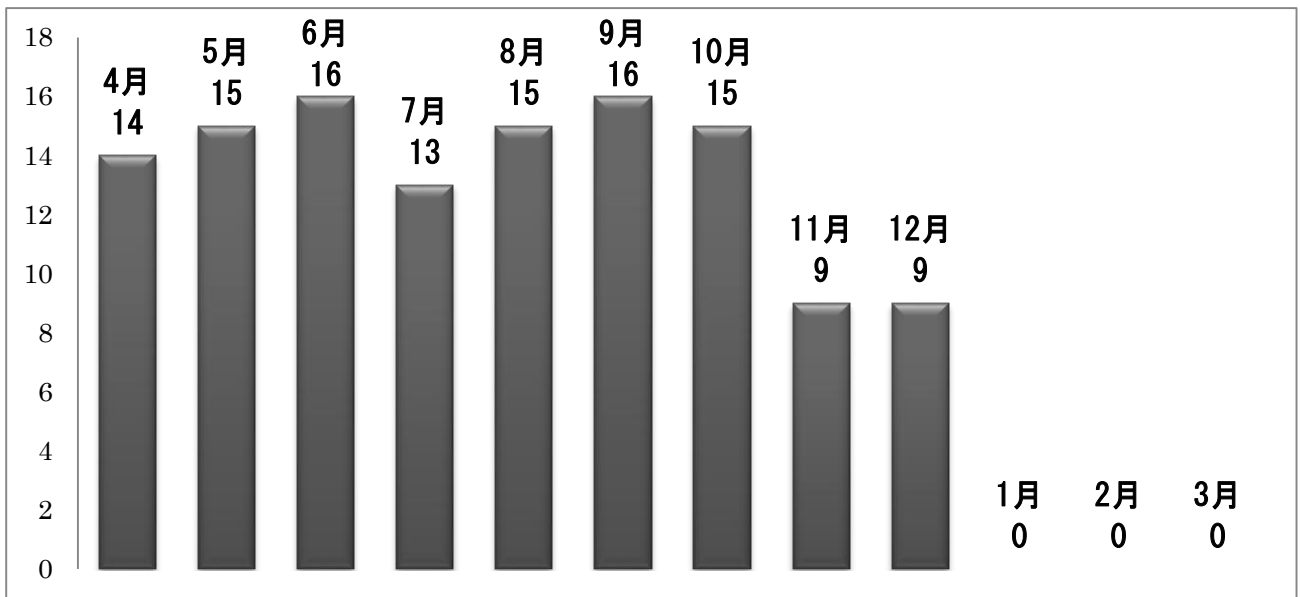
1	不当な差別的取扱い	2件	2%
2	合理的配慮の提供	12件	10%
3	不適切・不平・不満	83件	68%
4	その他	25件	20%

1	調査・調整	1件	1%
2	調査・助言	16件	13%
3	その他	105件	86%

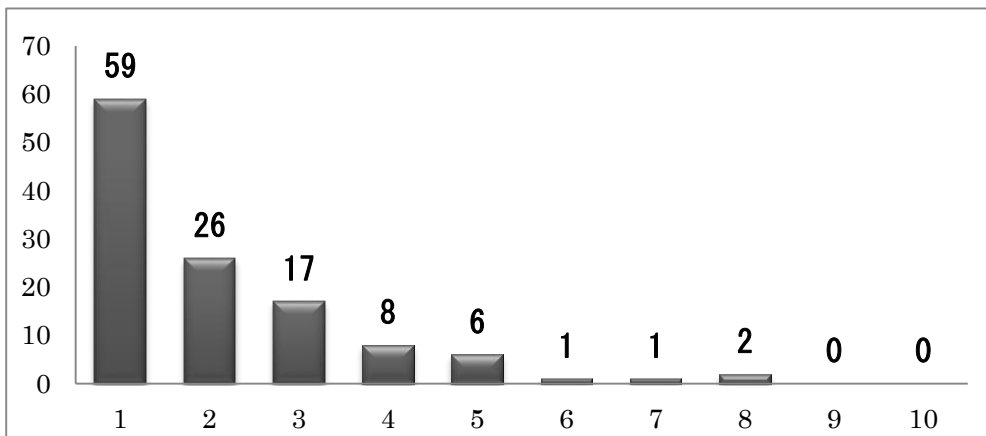
(制度説明・環境整備・雇用労働・好事例)

(傾聴・制度説明・他機関紹介等)

E 月別相談件数 ※のべ件数 複数該当なし



F 対応回数 ※1件の相談において対応した回数（総 276 回対応）



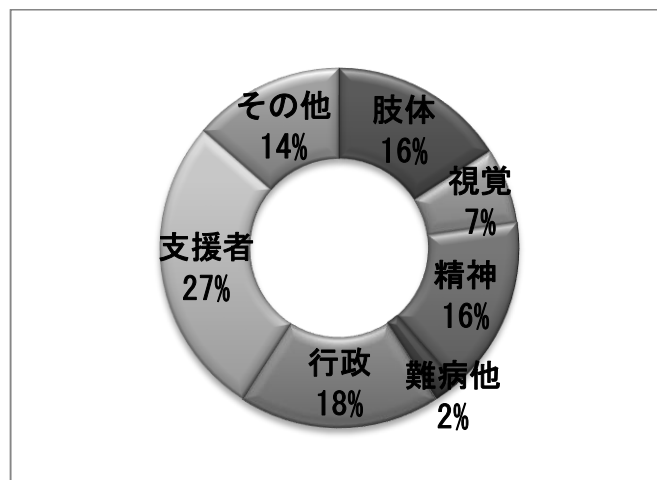
10 回以上の内訳

13 回 1 件

17 回 1 件

G 相談者内訳 ※総 44 人

肢体不自由	7 人
視覚障がい	3 人
聴覚障がい	0 人
知的障がい	0 人
精神障がい	7 人
難病・内部	1 人
行政機関	8 人
支援者・団体	12 人
その他	6 人



複数相談者

1 件 36 人

2 件以上
6 人

5 件以上
0 人

10 件以上
26 件 1 人
46 件 1 人

長野県障がい者差別解消相談窓口 相談事例（平成30年度）

長野県障がい者支援課 障がい者差別解消推進員

※事例は事実に変更がくわえられており、個人を特定するものではありません。

【事例1】

◆相談者 身体障がい者（車いす利用者）本人

◆相談内容(1月)民間乗り合いバスを利用するに当たり、現況でワンステップやノンステップバスが走っているにもかかわらず、予約しないと乗車できないような状況である。バス会社に問い合わせから一年近くも社内調整中との返答をもらっているが、はっきりした回答がもらえないので、県に間に入ってもらいたい。

(8月)昨年度3月にバス会社から連絡をもらい、それ以降現在に至るまで、何も連絡がない。バス会社に車いすでの乗車の改善をお願いしてからそろそろ2年が経つが、約束した連絡ももらえない状況になっている。これ以上個人でどう対応したらよいかわからない。

◆法の範囲 環境の整備（事前的改善措置）

◆対応 調査・助言；バス会社の担当課（乗り合いバス課）に連絡を取り、相談者からの相談内容を伝えるとともに、バス会社の現状を伺った。バス会社では、乗務員組合との調整や、ダイヤ改正などで手間取っている旨の話があった。相談者の意向として、すぐに全面改正というような大掛かりなことを望んでいるのではなく、できることから少しずつ、一歩前進を期待している旨を伝える。またバス会社で障がい者理解の要請があれば、県から啓発も行える旨を伝える。

◆結果 (9月)バス会社から電話連絡があり、車いすの対応について、予め予約がある場合は、乗務員を一人増員して運行する。開始日や乗降場所等は検討中。

(10月)バス会社から電話連絡があり、車いすの対応について、予め予約がある場合は、乗務員を一人増員して運行する試行期間を11/1～3月に設定しHPに掲載した、という連絡が入った。

(11月)HPに施行調査の掲載がされ、調査が始まる。

【事例2】

◆相談者 知的障がい者の兄弟

◆相談内容 ダウン症候群の弟が脊椎損傷になり、入院した。寝たきりの状態ではあるが損傷も回復し、地元の総合病院に転院しようと思う。しかしその病院では、ダウン症で意思疎通ができないため、リハビリをしても効果が期待できないという理由で、リハビリはしないとされた。ダウン症でも意思疎通はできるし、少しでも自分でできることを増やしてほしいと願ってリハビリを希望しているが、受け入れてもらえないで困っている。

◆法の範囲 不当な差別的取扱い

◆対応 調査・助言；転院先の総合病院に連絡を取り、事務方に相談者の意向を伝える。事務方からは、ケース会議時に、医師の判断としてそのような話が出たが、相談者は怒って退席してしまったという説明であった。ケースワーカーに入ってもらい、相談者の話を丁寧に聞いてほしい旨を伝え、了解を得る。

◆結果 その後の連絡がないので、結果の詳細は不明である。

【事例3】

◆相談者 精神障がい者（発達障がい）本人

◆相談内容 自治体で行っている防災無線の音がうるさく、聴覚過敏のある相談者は、残響現象で夜も眠れない、という主訴であった。朝晩の定時放送や、遠距離の火事情報、住民には関係の薄い連絡・通報など、不必要と思われる防災無線が数多くあり、耐えられない。何とかしてほしい。居住自治体に相談しても、何も対応してくれないので、県に依頼した。

◆法の範囲 合理的配慮の提供

◆対応 調査・調整；相談者の居住自治体に連絡したところ、相談者は居住自治体でさまざまな問題を抱えてる人物ということであった。図書館や病院、警察、近隣住民、タクシー会社、警察等とのトラブルが絶えず、自治体でも対応に苦慮しているとのことであった。そこで、相談者と自治体に、とりあえず話し合いの場を設定することが必要な旨を提案し了承していただく。相談者の希望を聞き、居住地区のコミュニティセンターで行うことが決定する。自治体とは、事前に関係する部署が集まりケース会議を行い、県も参加する。今回の話し合いに関しては、防災無線に特化して行い、他の問題は取り扱わない方向で決定する。

◆結果 いざ日程を決める段になって、相談者と連絡が一切取れなくなり、話し合いは宙に浮いている状態にある。その後相談者は、法務局へも同様の相談をしているという情報が入る。